

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z12A00500		4K8A1A00078 0001						
品名 または 件名								
サイバー情報収集役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
市ヶ谷				サ防隊				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
調整先：後方班 志賀3尉 4 4 7 4 0				令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年10月28日（月）11時00分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書の作成

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「利益制限契約に関する特約条項」

「原価監査付契約に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）担当者必着分までを有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、令和6年10月18日（金）までに「資格審査結果通知書（写）」「仕様書4.1.2, 4.1.3及び4.1.4に示す要求事項を証明する資料」を提出すること。（FAX不可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時場所を示し、後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第2班 北澤 （TEL:03-3268-3111 内線47566）
（FAX:03-5269-5135(直通)）
- ケ 仕様書及び役務内容等に関する問い合わせ先
サイバー防護隊 志賀 （TEL:03-3268-3111 内線44740）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

別 紙

契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊契約科の調達案件につきまして御協力を頂きありがとうございます。

この度、企業から提出していただく書類の押印等の省略について、令和3年4月1日以降、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

記

- 1 押印が必要な書類
契約書（なお、割印は不要）
- 2 押印を省略できる書類
契約書以外の書類
- 3 押印省略時の措置
契約書以外の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。
なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。
- 4 その他
従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要です。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
サイバー情報収集役務		サ防－０６１４
	承 認	
	作 成	令和６年１０月２日
	変 更	
	作成部隊等名	サイバー防護隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊におけるサイバー情報収集役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1 サイバー情報

脅威情報，脆弱性情報，国内外の情勢，サイバーセキュリティログ等の自組織内外のデータや情報（以下，“サイバー情報等”という。）のことをいう。

1.2.2 サイバーインテリジェンス

サイバー情報等を収集・分析し，自組織のサイバーセキュリティアーキテクチャへの適用や指揮統制・判断等に活用可能な内容に昇華させたものをいう。

1.2.3 脅威情報

陸上自衛隊の脅威となりうるサイバー脅威情報のことをいい，キャンペーン情報，脅威アクター情報，脆弱性情報，マルウェア情報，C&Cサーバ情報，IOC情報等をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，契約締結後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議するものとする。

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

CLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

c) 法令等

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

[防装庁第137号(4.3.31)]

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
GLT-CG-C000001	陸上自衛隊電子機器共通仕様書
C-Z000066	サイバー情報収集役務

b) 法令等

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

[デジタル社会推進会議幹事会決定（23.3.31）]

1.4 附属書

附属書A 月次報告会

2 役務に関する要求

2.1 全 般

本役務は、陸上自衛隊の部隊運用上の脅威となるサイバー空間に関する情報を継続的に監視、情報収集、分析することにより、陸上自衛隊の部隊運用やそのサイバー攻撃等対処分析業務を支援することを目的とする。

契約の相手方は、官側が指定した対象に関して、陸上自衛隊では入手困難な情報を、先進技術を活用して収集し、分析または分析支援を実施するものとする。

2.2 役務内容等

2.2.1 国外のサイバー空間に関する情報収集・分析・報告

a) 情報収集、分析

以下、1)～4)の情報を収集し分析するものとする。

1) グローバルのインターネットトラフィックデータの分析

官側と調整のうえ、特定の対象に関するトラフィックデータの収集、そのデータ分析を行う。ただし、分析において複数のインテリジェンスサービスを活用し、多角的な観点から分析を行う。

2) 脆弱性やマルウェア情報の統計推移の分析

契約相手方は、官側と調整のうえで、脆弱性や国内外のマルウェアの情報の継続的に収集し、その推移と要因を分析し報告するものとする。とくに、特定のサイバー攻撃者や特定の地域に紐づくマルウェアを分析し報告するものとする。

3) インターネットに接続したセンサー等の設置、及びセンサー等に対する通信のデータ分析

契約の相手方は、官側と調整のうえで、インターネットに接続したセンサー等を国内外含む複数地域に設置する。また、設置したセンサーを用いて情報収集し、設置したセンサーに対する通信の時刻等を含むデータ分析を行う。

4) 2.2.1 a)3)で設置したセンサー等を用いた特定の対象の調査を目的としたデータ分析

契約の相手方は、官側と調整のうえで、特定の対象に関して、2.2.1 a)3)で設置したセンサー等を用いた断続的な情報収集と、応答時間等のデータ分析を行う。

b) 報告資料の作成

契約の相手方は、情報収集、分析した内容について、官側との調整のうえ、レポート形式で提供するものとする。

c) 報告会の実施

契約相手方は、官側に対して2.2.1a)b)で実施した成果等を月次報告会同として、月に1回を基準に行うものとする。細部は官側との調整によるものとし、“附属書A”による。

2.2.2 その他、分析支援

民側の報告に対する次期以降に向けた官民のディスカッション、官側の分析支援を目的として、官側と民側の分析担当者間の検討を実施するものとする。

a) 実施形式

- 1) 対面、もしくはオンライン等で実施
- 2) 1週間に1回を基準とし実施

2.3 役務実施場所

本役務実施場所は次による。なお、細部は官側との調整による。

- a) 官側が許可した契約相手方の事務所等
- b) 官側が指定した自衛隊施設等

2.4 実施期間

役務実施期間は、「契約締結日から令和7年3月31日」とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当者”という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 契約相手方の要件等

4.1.2、4.1.3及び4.1.4については、判断できる資料を作成の上、紙媒体（様式任意）にて、公告日の10日後までにサイバー防護隊の承認を得るものとする。

4.1.1 実施体制

契約相手方は、2.2の業務を実施している役務従事者によるメール等受付体制を整えるものとする。受付時間は、原則として契約相手方の営業時間とするが、事前に官側と調整の上、決定するものとする。

4.1.2 契約相手方の要件

防衛省又はその他の官公庁に対して過去5年以内にサイバーセキュリティに関する役務、システム等の導入実績があること。

4.1.3 プロジェクトマネージャに対する要求

プロジェクトマネージャに対する要求は、次による。なお、本役務に係るプロジェクトマネージャは、日本国籍をもつものとする。

- a) 防衛省又はその他の官公庁の情報システムの技術調査並びに構築のプロジェクト管理又はシステムイングレーションの支援経験があるものとする。
- b) 政府機関における情報システムのマネジメント支援実績をもつものとする。
- c) 政府機関におけるセキュリティ関連施策に関する実績をもつものとする。
- d) 下記の資格のうち、1つ以上を有するものとする。

・PMP (Project Management Professional)

- ・プロジェクトマネージャ
- ・その他、ITスキル標準レベル4以上の資格

4.1.4 役務従事者に対する要求

役務従事者に対する要求は、次による。なお、本役務に係る役務従事者は、日本国籍をもつものとする。ただし、役務従事ではない外部情報提供サービスの民間内の作業員においてはこの限りではない。

4.2 スキル

役務従事者において、高度IT人材の能力を示す次の資格を2つ以上保有し、且つ実業務に従事していること又はその資格の試験委員の役職に従事し同等以上の能力を有するものとする。

a) 高度IT人材の能力資格

- ・情報処理安全確保支援士
- ・CISSP (Certified Information Systems Security Professional)
- ・CEH (Certified Ethical Hacker)
- ・OSCP (Offensive Security Certified Professional)

b) サイバーインテリジェンス、脅威情報の生成に係る技術調査の実績

c) サイバー空間の情報収集、分析技術

d) 官公庁、自治体及び民間（特に重要インフラ事業者）に対するフォレンジック、マルウェア解析、ペネトレーションテストの実績

4.3 勤務態勢及び作業時間

a) 技術者の総時間の基準は、1274時間とする。

b) 細部は、官側との調整による。

4.4 提出書類等

提出書類等は、表によるものとし、契約相手方は、サイバー防護隊技術隊の確認を受けた後、提出するものとする。なお、電子記憶媒体の記憶方式等については、サイバー防護隊技術隊との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施するものとする。

表一提出書類等

番号	提出書類	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	サイバー情報収集 役務実施計画書	電子記憶媒体	1式	契約締結後、 速やかに	サイバー防護隊技術隊
3	サイバー情報収集 役務月次報告			官側との調整 による。	
注記1 番号2及び番号3は、調整会議における調整事項及び指摘事項等を反映したものとする。					

4.4 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、サイバー防護隊技術隊が必要と認めたものについて受けることができる。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。

a) 官側の保有するデータ、資料等の閲覧に関する事項

b) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項

- c) その他契約履行に官側が必要と認めた事項

4.6 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 納入品が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任はすべて契約の相手方が負担するものとする。
- c) 本役務の履行によって創作された納入品となる著作物において著作権などが発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.7 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

附属書 A
(規定)
月次報告会同

A. 1 適用範囲

この附属書は、本役務に関する契約において、契約の相手方が、仕様書の定めるところによって実施する活動に当たり、契約の相手方との細部調整のために官側が実施する月次報告会同について規定する。

A. 2 目的

月次報告会同の目的は、契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施する本役務に必要な細部事項などを調整するものである。

A. 3 会議の構成及び所掌事項

A. 3. 1 会議の構成

会議の構成は、議長、議長補佐及び調整委員をもって次のとおり構成する。

- a) 議長は、サイバー防護隊技術隊長とする。
- b) 議長補佐は、サイバー防護隊技術隊の担当者とする。
- c) 調整委員は、次のとおりとする。
 - 1) 官側
 - 1. 1) サイバー防護隊技術隊担当
 - 1. 2) その他、議長が指名した者
 - 2) 契約の相手方

官側との調整によって契約の相手方が定めるところによる。

A. 3. 2 所掌事項

所掌事項は、次による。

- a) 議長は、会議を統括する。
- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議の実施を担当する。
- c) 調整委員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。

A. 4 調整項目等

調整項目、実施時期及び実施場所は、表 A. 1 を基準とする。

なお、会議で用いる資料は、議長の指示に基づき調整委員が作成するものとする。提出は電子記憶媒体によるものとし、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、ウイルスの混入がないものとする。

表 A. 1－調整項目等

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	サイバー情報収集役務月次報告	月に1回を基準とし、官側との調整による。	官側が指定した自衛隊施設等とし、細部は官側との調整による。
2	その他、官側が必要と認めた事項		

注記 会議議事録は、契約の相手方が作成し、会議終了後、速やかに議長宛に電子媒体で提出するものとする。なお、会議議事録には、会議において官側が提出書類などを確認できたことを記載するものとする。番号2で、その他、官側が必要と認めた事項がある場合は、契約の相手方に通知した後、会議を実施するものとする。

情報セキュリティ 指定書	発 簡 番 号																												
	調 達 要 求 番 号	4K8A1A00078																											
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年10月2日																											
	作 成 部 課	サイバー防護隊																											
	作 成 年 月 日	令和6年10月2日																											
品 名	サイバー情報収集役務																												
仕 様 書 番 号	サ防-0614																												
指定事項 契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁第137号 令和6年3月31日）添付書類「装備品等及び役務における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報 保護すべき情報を次のとおり指定する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>保護すべき情報</th> <th>防衛省が提供した保護すべき情報</th> <th>契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>仕様書に示す提出書類に記載の情報</td> <td>—</td> <td>仕様書に示す提出書類に記載の情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>官側から提供する無償貸付品に含まれる情報</td> <td>官側から提供する無償貸付品に含まれる情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報</td> <td>契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く。）</td> <td>—</td> <td>契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く。）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考	1	仕様書に示す提出書類に記載の情報	—	仕様書に示す提出書類に記載の情報		2	官側から提供する無償貸付品に含まれる情報	官側から提供する無償貸付品に含まれる情報	—		3	契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報	契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報	—		4	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く。）	—	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く。）	
番号	保護すべき情報	防衛省が提供した保護すべき情報	契約相手方において新たに作成する情報のうち、保護すべき情報又は作成が見込まれる保護すべき情報	備 考																									
1	仕様書に示す提出書類に記載の情報	—	仕様書に示す提出書類に記載の情報																										
2	官側から提供する無償貸付品に含まれる情報	官側から提供する無償貸付品に含まれる情報	—																										
3	契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報	契約履行に基づく各種定例会同にて知り得た情報	—																										
4	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く。）	—	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の情報（番号1～3で指定した保護すべき情報を除く。）																										

入 札 書

調達要求番号	4K8A1A00078	契約実施計画番号	4K6Z12A00500
--------	-------------	----------	--------------

金 額 円

(税抜)

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額
サイバー情報収集役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	市 ヶ 谷	納 期	令和7年3月31日		
入 札 保 証 金	免 除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先